

# Business Partner office NEWS

## 法律相談Q&A

### — 残業時間の上限規制の見直し —

Q: 働き方改革で残業時間の上限規制が見直されるそうですが、何がかわるのでしょうか？ 月・年あたりの上限は今までと同じようですが…

A: 時間外・休日労働時間数の上限は、これまでの限度基準告示（大臣告示）から労働基準法第36条に明記され罰則を伴うものになり（平成31年（中小企業は平成32年）4月1日施行）、下記の通り定められました（カッコ内の数字は1年単位の変形労働時間制の場合）。

臨時的な特別の事情とは、「当該事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等」とされており、特別条項付36協定を締結する必要があります。

【原則】1日8時間・週40時間				
↓	1ヶ月あたり		1年あたり	
	時間外	休日	時間外	休日
【例外】	健康上特に有害な業務（坑内労働等）の延長…1日あたり2時間まで			
	45(42) 時間以内		360(320) 時間以内	
【臨時的な特別の事情】	健康上特に有害な業務（坑内労働等）の延長…1日あたり2時間まで			
	100時間未滿		720時間以内	
45(42)時間を超える月は年6回まで				

上記は特別条項付36協定の記載内容の上限ですが、実際に労働させた時間についてはさらに、

◎当該月を含む直前2～6ヶ月間の時間外・休日労働時間の平均が月80時間以内

という規制があります。



2018年  
12月号

## 法改正ニュース

### — 一括有期事業の事務手続の簡素化 — (平成30年4月1日施行予定)

「一括有期事業」

…同一事業主が行う2以上の有期事業で要件を満たすものについて、法律上当然に1の事業とみなし、継続事業と同様に取り扱う制度。

#### ①一括有期事業の地域要件の廃止

(従前) 事務所所在地及び隣接する都道府県管轄の労働局の有期事業のみ一括可能（地域要件）

→ (改正後) 廃止

#### ②一括有期事業開始届の廃止

(従前) 一括有期事業開始時に翌月10日までに労働基準監督署に提出

→ (改正後) 廃止



## 最近のニュースから

### 公的医療保険、「国内居住」を要件に

#### 外国人の不適切利用対策へ政府方針

政府は、外国人による公的医療保険の不適切利用を防ぐため、健康保険法を改正して適用条件を厳格化する方針を固めた。日本で働く外国人が母国に残した家族については、適用対象から原則として除外する。来年4月の開始を目指す外国人労働者の受入拡大に向け、環境を整えることがねらい。来年の通常国会への改正案提出を目指す。

### 配偶者年金 「国内居住」を要件に

政府は、外国人労働者受け入れ拡大をめぐり、厚生年金の加入者が扶養する配偶者が年金の受給資格を得るには「国内居住」を要件とする方法で検討に入った。早ければ2019年度中にも国民年金法を改正する方針。